

保育施設名	最低調整指数（同一指数の場合における優先順位番号）					
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
蓮池こども園	20	23(5)	—	—	若干名	13
播磨保育園	17(2)	23(5)	24	27	—	—
キューピットこども園	20	23(2)	21	若干名	21	—
播磨中央こども園	20	23(5)	若干名	—	—	—
播磨西こども園				23(2)	若干名	—
パレット保育園	23	23(9)	若干名			
蓮池のちいさな保育園	12	—	—			

### 【表の見方と留意事項】

○「最低調整指数（同一指数の場合における優先順位番号）」の欄に「—」が記載されている場合は、施設がこれ以上受入れができない又は申込みがないなどの理由により、調整の余地がなかったことを示しています。「/」が記載されている場合は、該当のクラスが存在しないことを示しています。

○各保育施設の内定となった児童の最低調整指数を記載しています。原則として、内定者数が1名又は2名の場合は最低調整指数を非公表とし、「若干名」と記載しています。また、最低調整指数を公表することで、内定者の家庭状況等を推測できる恐れがあると町が判断した場合も同様に「若干名」と記載する場合があります。

○調整指数とは「播磨町保育施設等の利用調整に関する規則」に基づき算定した数値を差し、数値が高い児童から内定しています。

○最低調整指数の対象は、新規申請した方のほか、転園申請した方も含まれています。なお、前年度から引き続き同じ保育施設を利用される方（継続申請の方）は含みません。

○最低調整指数の方全員が内定しているわけではありません。調整指数が同一の児童が2人以上いた場合は、優先順位が高い児童から順に内定しています。例えば「最低調整指数（同一指数の場合における優先順位番号）」欄に「23（2）」と記載されている場合、「23」は調整指数、「（2）」は同一指数の場合の優先順位番号を示しています。

○兄弟姉妹の同時申込における利用希望時間や利用希望施設等に関するご希望の条件により、調整指数が最低調整指数を上回っていても内定にならない場合があります。例えば、兄弟で同時に施設を利用することを希望している場合、弟の調整指数が最低調整指数を上回っていても、兄の調整指数が最低調整指数を下回っているときは、兄弟ともに内定になりません。

○最低調整指数は、調整会議で判定を行うたびに変動します。そのため、今後の利用調整に当たって、今回の最低調整指数より高い調整指数の方が内定することを保証するものではありませんので、ご了承ください。

別表第2（第4条関係）

順位	項目
1	緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要であると認められるもの
2	保育施設等の希望順位が高いもの
3	保護者のいずれかが町内保育士として勤務している世帯（月120時間以上勤務する場合に限る。）
4	保護者のいずれかが町内保育士として内定している世帯（月120時間以上勤務する場合に限る。）
5	申込児童の待機期間が長いもの
6	別表第1に定める利用調整基準に基づき算定した基準指数が高いもの
7	町内に勤務し、又は内定しているもの
8	申込児童が過去にいずれの保育施設等も利用していないもの
9	利用者負担額算定基準となる課税年度の世帯収入が少ない世帯
10	養育する児童の人数が多い世帯
11	過去に保育料を滞納していない世帯
12	申請日が早い世帯